

令和4年度広島県立高等学校入学者選抜の基本方針

入学者の選抜は、次により各高等学校、課程、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行うものとする。

第1 全日制の課程

1 選抜（I）

高等学校長が必要と認める場合、中学校長の推薦を受けた者に対し、次により実施することができる。

なお、高等学校長は、各高等学校、課程、学科等の特色に応じ、推薦基準を定めることができる。

（1）選抜の方法

ア 推薦書及び志望理由書

イ 調査書

（ア）調査書中の学習の記録の評定については、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語のそれぞれの教科について指導要録に従って5段階で評定する。

（イ）調査書中の学習の記録の観点別学習状況、特別活動の記録、総合的な学習の時間の記録及び他の記載事項については、選抜の資料として活用する。

ウ 面接

エ 高等学校長は、上記ア、イ、ウに加えて、各高等学校、課程、学科等の特色に応じ、学力検査以外の独自の選抜方法を実施することができる。

（2）合格者の決定

上記（1）の結果を総合的に判断して決定する。

2 選抜（II）

全ての学科・コースにおいて、次により実施する。

（1）選抜の方法

ア 一般学力検査

（ア）実施教科は、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）の5教科とする。

（イ）実施時間は、各教科それぞれ50分とする。

（ウ）配点は、各教科50点満点で、合計250点満点とする。

高等学校長は、各高等学校、課程、学科等の特色に応じ、特定の教科の配点に比重をかける傾斜配点を実施することができる。

（エ）検査問題は、県教育委員会が作成する。

- (オ) 検査問題は、平成 29 年文部科学省告示の中学校学習指導要領に準拠した内容とし、次のような点を配慮して出題する。
- a 基礎的・基本的な知識及び技能の習得の状況を検査する。
 - b 知識及び技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力及び表現力等を幅広く検査する。
 - c 外国語（英語）については、放送による聞き取り検査も実施する。

イ 調査書

(ア) 学習の記録の評定及び合計評点

- a 一般学力検査を実施する 5 教科については、それぞれ指導要録に従って 5 段階で評定する。
- b 音楽、美術、保健体育及び技術・家庭については、それぞれ指導要録に従って 5 段階で評定した評点を 2 倍する。
- c 調査書の合計評点は、上記 a 及び b を合計して 195 分の 130 を乗じ、130 点満点とする。

(イ) 学習の記録の観点別学習状況、特別活動の記録、総合的な学習の時間の記録及び他の記載事項については、選抜の資料として活用する。

ウ 面接及び実技検査

高等学校長は、各高等学校、課程、学科等の特色に応じ、面接及び上記（1）ア（ア）に掲げる 5 教科の他に関連する教科の実技検査を実施することができる。

エ 自校作成問題による学力検査

高等学校長は、県教育委員会と協議の上、各高等学校、課程、学科等の特色に応じ、自校が作成した検査問題により学力検査を実施することができる。

（2）合格者の決定

- ア 一般学力検査の総得点に 2 分の 1 を乗じた点数、調査書の学習の記録の合計評点並びに調査書中の学習の記録の観点別学習状況、特別活動の記録、総合的な学習の時間の記録及び他の記載事項を総合的に判断して決定する。
- イ 高等学校長は、入学定員の一部について、一般学力検査と調査書の比重を変えて決定することができる。
- ウ 面接、実技検査及び自校作成問題による学力検査を実施した学科・コースにあっては、その結果を選抜の資料に加えて、総合的に判断して決定する。

3 選抜（III）

選抜（I）及び選抜（II）の結果、合格者（入学を辞退した者を除く。）の数が入学定員に満たない場合、次により実施する。

（1）選抜の方法

ア 調査書

(ア) 学習の記録の評定及び合計評点

- a 国語、社会、数学、理科及び外国語の教科については、それぞれ指導要録に従って 5 段階で評定する。

- b 音楽、美術、保健体育及び技術・家庭については、それぞれ指導要録に従って5段階で評定した評点を2倍する。
 - c 調査書の合計評点は、上記a及びbを合計して195分の130を乗じ、130点満点とする。
- (イ) 学習の記録の観点別学習状況、特別活動の記録、総合的な学習の時間の記録及び他の記載事項については、選抜の資料として活用する。
- イ 作文及び面接

(2) 合格者の決定

- ア 上記(1)の結果を総合的に判断して決定する。
- イ 高等学校長は、選抜(II)の一般学力検査の結果を選抜の資料に加えることができる。

4 帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜

国語、数学及び外国語（英語）の一般学力検査、作文及び面接の結果（実技検査、自校作成問題による学力検査を実施した場合は、その結果を加える。）並びに出願書類を総合的に判断して選抜する。

5 連携型中高一貫教育に関する選抜

広島県立高等学校学則に定める連携型中学校から連携型高等学校への入学者選抜については、面接及び学校独自の選抜方法の実施結果並びに出願書類を総合的に判断して選抜する。

第2 定時制の課程

1 選抜(Ⅰ)

全日制の課程と同様とする。

2 選抜(Ⅱ)

全日制の課程と同様とする。

ただし、令和4年4月1日現在で満20歳以上の者については、その申請により、学力検査に代えて作文及び面接を実施することができる。

3 選抜(Ⅲ)

全日制の課程と同様とする。

第3 通信制の課程

面接及び学校独自の選抜方法の実施結果並びに出願書類を総合的に判断して選抜する。

第4 秋季入学のための選抜

単位制による課程を置き、二学期制を採用し、かつ単位の修得の認定を学期の区分ごとに行う学校においては、高等学校長は別に定める定員の範囲内で、秋季入学のための選抜を実施することができる。

秋季入学のための選抜については、面接及び学校独自の選抜方法の実施結果並びに出願書類を総合的に判断して選抜する。

第5 その他

- 1 選抜（II）における学力検査の結果及び調査書の評定は、令和4年度入学者選抜の受検者の中不合格者について、簡易開示の方法により、各学校において開示する。
- 2 県立併設型高等学校入学者選抜の基本方針は別に定める。